

## 大学院学則第12条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他大学院が必要と認める書類について

| 事項<br>大学院<br>研究群           | 審 査 基 準                                   | そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類 | 備 考 |
|----------------------------|---|-------------------------------|-----|
| 人文社会ビジネス科学大学院<br>人文社会科学研究群 |   |                               |     |
| 人文学学位プログラム                 | 提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。                           |     |
| 国際公共政策学位プログラム              | 提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。                           |     |
| 国際日本研究学位プログラム              | 提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。                           |     |

博士前期課程〔個別審査〕

大学院学則第12条第10号 大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

| 事 項<br>学術院<br>研究群          | 出 願 の 条 件  | 入 学 の 条 件  |
|----------------------------|--|--|
| 人文社会ビジネス科学学術院<br>人文社会科学研究群 |  |  |
| 人文学学位プログラム                 | (1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。<br>(2) 出願年度3月末日において、大学に入学以来100単位以上修得見込みであること。<br>(3) 出願年度3月末日において、当該専門科目40単位以上を修得見込みであること。<br>(4) 前年度までに修得した全科目の4分の3以上が、在学する大学の学業成績における評語の最高点(A+)またはこれに準ずる段階(A)であること。 | (1) 出願の条件の(2)、(3)、(4)を証明する学業成績証明書を提出すること。<br>(2) 大学3年次に学位プログラムで定める条件を満たせなかった場合には、入学試験の合格は取り消される。 |
| 国際公共政策学位プログラム              | (1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。<br>(2) 出願年度3月末日において、大学に入学以来100単位以上修得見込みであること。<br>(3) 出願年度3月末日において、当該専門科目40単位以上を修得見込みであること。<br>(4) 前年度までに修得した全科目の4分の3以上が、在学する大学の学業成績における評語の最高点(A+)またはこれに準ずる段階(A)であること。 | (1) 出願の条件の(2)、(3)、(4)を証明する学業成績証明書を提出すること。<br>(2) 大学3年次に学位プログラムで定める条件を満たせなかった場合には、入学試験の合格は取り消される。 |
| 国際日本研究学位プログラム              | (1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。<br>(2) 出願年度3月末日において、大学に入学以来100単位以上修得見込みであること。<br>(3) 出願年度3月末日において、当該専門科目40単位以上を修得見込みであること。<br>(4) 前年度までに修得した全科目の4分の3以上が、在学する大学の学業成績における評語の最高点(A+)またはこれに準ずる段階(A)であること。 | (1) 出願の条件の(2)、(3)、(4)を証明する学業成績証明書を提出すること。<br>(2) 大学3年次に学位プログラムで定める条件を満たせなかった場合には、入学試験の合格は取り消される。 |

博士前期課程 [飛び級]

注意事項 ① 出願年度3月において、上記の条件が満たされない場合は、入学できません。

② この制度により、大学院へ入学した場合は、大学3年中途退学となるため、大学の学部(学群)を卒業していることを要件とする国家試験等の資格試験の受験はできなくなります。

大学院学則第12条第11号

外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

| <p>事 項</p>                         | <p>1. 必要な科目と単位数<br/>2. 単位の換算方法<br/>    (1) 成績証明書等に基づく換算方法<br/>    (2) 成績証明書等が提出できない場合<br/>3. 学術院で定める提出書類<br/>4. そ の 他</p>  | <p>備 考</p>  |
|------------------------------------|--|---|
| <p>学術院<br/>研究群</p>                 |  |   |
| <p>人文社会ビジネス科学学術院<br/>人文社会科学研究群</p> |  |   |
| <p>人文学学位プログラム</p>                  | <p>1. 本学位プログラムにおける「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件」に準ずる。<br/>2. (1) 個々の事情に応じて教育会議に諮り決定する。<br/>    (2) 個々の事情に応じて教育会議に諮り決定する。<br/>3. 本学位プログラムにおける「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件」に準ずる。<br/>4. なし。</p> | <p>人文社会ビジネス科学学術院に置く研究群及び専攻における入学者選抜細則別表(第3条関係)(大学院学則第12条第11号関係)</p> |
| <p>国際公共政策学位プログラム</p>               | <p>1. 本学位プログラムにおける「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件」に準ずる。<br/>2. (1) 個々の事情に応じて教育会議に諮り決定する。<br/>    (2) 個々の事情に応じて教育会議に諮り決定する。<br/>3. 本学位プログラムにおける「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件」に準ずる。<br/>4. なし。</p> |   |
| <p>国際日本研究学位プログラム</p>               | <p>1. 本学位プログラムにおける「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件」に準ずる。<br/>2. (1) 個々の事情に応じて教育会議に諮り決定する。<br/>    (2) 個々の事情に応じて教育会議に諮り決定する。<br/>3. 本学位プログラムにおける「大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件」に準ずる。<br/>4. なし。</p> |   |

博士前期課程 [外国15年・外国通信教育15年・文部科学大臣指定当該課程]

## 大学院学則第12条第12号

学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者をその後に入学者とする本学の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件及びその他学術院が必要と認める書類について

| 学術院<br>研究群                 | 事 項                                       | 審 査 基 準 | そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類 | 備 考 |
|----------------------------|---|---------|-------------------------------|-----|
| 人文社会ビジネス科学学術院<br>人文社会科学研究群 |   |         |                               |     |
| 人文学学位プログラム                 | 提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。     |                               |     |
| 国際公共政策学位プログラム              | 提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。     |                               |     |
| 国際日本研究学位プログラム              | 提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。     |                               |     |

博士前期課程 [他大学院飛び級入学]

大学院学則第14条第8号

学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

| 学術院<br>研究群                 | 事項<br><br>審 査 基 準                                  | そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類 | 備 考 |
|----------------------------|--|-------------------------------|-----|
| 人文社会ビジネス科学学術院<br>人文社会科学研究群 |  |                               |     |
| 人文学学位プログラム                 | 提出書類を総合的に審査し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。                           |     |
| 国際公共政策学位プログラム              | 提出書類を総合的に審査し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。                           |     |
| 国際日本研究学位プログラム              | 提出書類を総合的に審査し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。                           |     |

博士後期課程[文部科学大臣指定]

## 大学院学則第14条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

| 学術院<br>研究群                 | 事項<br>審 査 基 準                                      | その 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類 | 備 考 |
|----------------------------|--|------------------------------|-----|
| 人文社会ビジネス科学学術院<br>人文社会科学研究群 |  |                              |     |
| 人文学学位プログラム                 | 提出書類を総合的に審査し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。                          |     |
| 国際公共政策学位プログラム              | 提出書類を総合的に審査し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。                          |     |
| 国際日本研究学位プログラム              | 提出書類を総合的に審査し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力に達しているか判定する。 | なし。                          |     |

博士後期課程〔個別審査〕